

白岡市保育の必要性の認定に関する基準（案）に対するパブリックコメント（意見公募）を実施します

市では、「白岡市保育の必要性の認定に関する基準（案）を定める条例」の作成に当たり、広く市民の皆さまからご意見、ご提言等をいただくため、パブリックコメントを下記のとおり実施します。

記

1 公表資料及び公表方法

(1) 公表する資料

白岡市保育の必要性の認定に関する基準（案）

(2) 公表の方法

①市役所庁舎（1階子育て支援課窓口）、はびすしらおか（1階受付カウンター）での閲覧

②白岡市公式ホームページを利用した閲覧

<http://www.city.shiraoka.lg.jp/2752.htm>

2 受付期間

平成26年7月23日（水）～平成26年8月22日（金）

3 提出の際の記載事項

(1) タイトル「白岡市保育の必要性の認定に関する基準（案）に対する意見」

(2) 住所

(3) 氏名

(4) 電話番号・メールアドレス

(5) ご意見等

注1 (1)～(5)の記載事項に漏れなどがある場合は、ご意見等として取り扱いできないことがあります。

注2 お寄せいただいたご意見等は、記入者の住所、氏名等を除き、そのままの形で公表する場合がありますので、個人が特定される内容は、意見本文中には記入しないようにしてください。

4 提出方法及び提出先

(1) 持参（代理のかたでも結構です。）

子育て支援課（市役所1階）、はびすしらおか（1階受付カウンター）

(2) 郵送：〒349-0292 埼玉県白岡市千駄野432番地

白岡市役所 健康福祉部 子育て支援課 保育担当

(3) ファクシミリ：0480（93）1179

(4) 電子メール：kosodate@city.shiraoka.lg.jp

※ 郵送、ファクシミリ、電子メールの場合は、8月22日（金）必着でお願いします。

5 意見等の公表

実施後、意見等の概要、意見に対する考え方、案を修正した場合の修正内容を公表するものとします。